

当社株主の皆様から頂いたお問い合わせについて

平成 29 年 2 月 27 日付け及び平成 29 年 3 月 3 日付けで弊社ホームページにて開示させて頂きました「当社株主の皆様から頂いたお問い合わせについて」に関し、平成 29 年 3 月 10 日付けで開示いたしました本公開買付けの買付条件の変更に伴い、従前のご回答を下記赤字の通り一部修正させて頂き、合わせてご回答を追加させて頂きます。

当社株主の皆様におかれましては、以下の内容をご高覧のうえ、本公開買付けへの応募につき前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。

1	USEN としてどう考えているのか。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社は、平成 29 年 2 月 13 日の取締役会において、本公開買付けに賛同し、当社株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しております。 ✓ 株主の皆様におかれましては、本公開買付けへの応募につき前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。 ✓ なお、応募を推奨する理由の詳細については、公開買付説明書又は平成 29 年 2 月 13 日付「株式会社 U-NEXT SPC1 による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨並びに株式会社 U-NEXT との経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」 (http://www.usen.com/news/release/2017/20170213_167.html) をご参照ください。 ✓ また、平成 29 年 3 月 10 日、公開買付者により買付予定数の下限の引き下げが行われましたが、当社は、平成 29 年 3 月 10 日開催の取締役会において、買付予定数の下限の引き下げを踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しております。
7	応募したら必ず売却できるのか。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（65,934,200 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等が行われます。 ✓ 応募株券等の総数が買付予定数の下限（65,934,200 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われません。 <p>※上記買付予定数の下限は平成 29 年 3 月 10 日付けの買付予定数の下限に関する変更の内容を反映しております。</p>

12	平成 29 年 3 月 10 日付けでプレスリリースの訂正を公表しているが、その概要は。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今回の訂正の概要は、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公開買付者が、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社（以下「GS」といいます。）との間で、GS が所有する当社株式（24,509,810 株、所有割合 11.90%）のすべてについて本公開買付けへ応募する旨の応募契約（以下「全株応募契約」といいます。）を締結 ➤ 買付予定数の下限を 71,465,300 株（所有割合 34.68%）から 65,934,200 株（所有割合 32.00%）に変更

13	GS が全株応募することになった経緯は。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公開買付者は、GS にその保有する当社株式について一部を応募していただき、残りの株式を継続保有していただくことを希望しておりましたが、GS より、本公開買付けに応募することで本公開買付けへ協力する意向である旨の説明を受けたため、平成 29 年 3 月 10 日、GS との間で、その所有する当社株式のすべて（24,509,810 株、所有割合 11.90%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したとのことです。

14	なぜ買付予定数の下限を変更したのか。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本公開買付け開始後の当社株式の市場取引の状況を踏まえ、本公開買付けにおける下限の考え方を再度公開買付者において検討した結果、より確実に TOB を成立させ、本公開買付けの趣旨に賛同いただいた株主の皆様の意向を出来る限り反映することを目的として、今般、買付予定数の下限を引き下げることにしたとのことです。 ✓ なお、下限の引き下げにより、本公開買付けは、下限の変更前よりも少ない応募株数で成立するようになり、本公開買付けが成立しやすくなっており、公開買付者としては、当初の予定通り、本公開買付けを成立させ、スクイーズアウト手続きを実施することを予定しているとのことです。

- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**。その後の改正を含みます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書面に含まれるすべての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません
- また、株式会社 **U-NEXT SPC1** 及び当社は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者（**affiliate**）をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。
- 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- 株式会社 **U-NEXT SPC1** 又は当社の各ファイナンシャル・アドバイザー（その関連者を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**）規則 **14e-5(b)**の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます